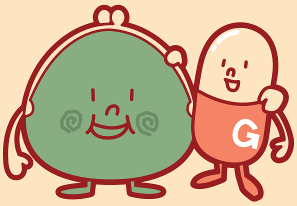

家計にもやさしい

ジェネリック医薬品を選びましょう!!

新薬とほぼ同じ効き目をもつのに価格が安く、家計にもやさしい「ジェネリック医薬品」。「お願いカード」を使って上手に薬を選び、医療費の節減にお役立てください。

受診の際に「お願いカード」を提示しましょう

ジェネリック医薬品の購入には、医師の処方せんが必要です。医師や薬剤師に、「ジェネリック医薬品をお願いします」と相談してみましょう。まずは受診の際、「お願いカード」を保険証や診察券と一緒に受付窓口に提示してください。

薬局で薬を処方してもらうときにも「お願いカード」を!

平成20年4月から処方せんの様式が変わり、所定の欄に医師の署名や押印がない場合には、患者さんの意思で新薬からジェネリック医薬品に変更できるようになっています。署名等がないときは、「お願いカード」を薬局の薬剤師に提示してください。

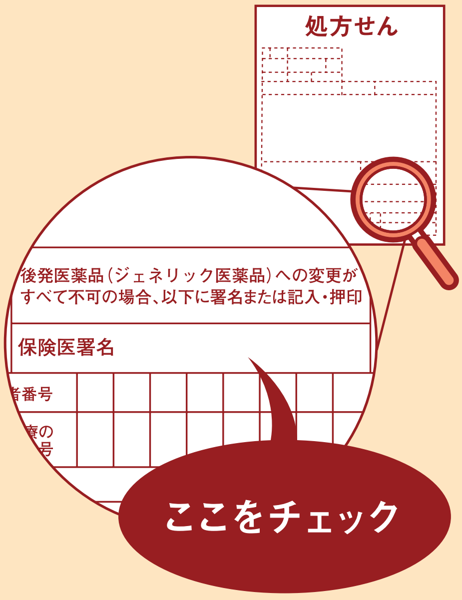

山形県後期高齢者医療広域連合

ご存知ですか？

ジェネリック医薬品？？？

「ジェネリック医薬品」ってどんな薬？

医師から処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。医薬品の開発には長い時間と多くの費用がかかることから、新薬は一定期間、特許に守られ販売されます。ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間の終了後に、新薬と同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は確認されています。また、価格が2～8割安いのが特徴です。

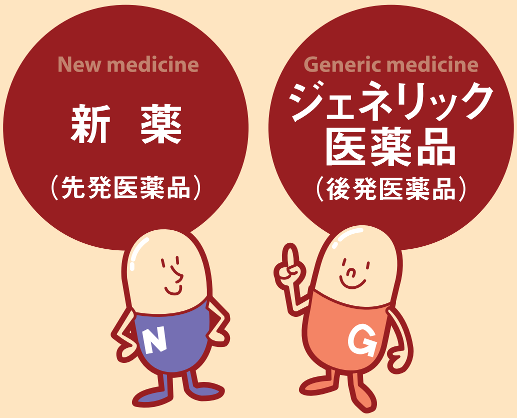

価格が安いと、新薬よりも品質が劣るのでは？

ジェネリック医薬品が安いのは、新薬の特許期間が切れた後に製造・販売することで、新薬よりも研究・開発費が少なくて済むため、価格を安く設定できます。
また、新薬と同様に「薬事法」や「品質再評価」という制度に基づく、厳しい品質基準をクリアしているため、ジェネリック医薬品の効果は新薬と同等です。

どんな病気の薬でも、ジェネリック医薬品に替えてもらえるの？

すべての病気の治療薬にジェネリック医薬品があるわけではないのでご注意ください。新薬の特許が継続中であれば製造・販売することはできません。
また、医師の治療上の方針でジェネリック医薬品に替えられない場合もあります。その場合は、処方せんの「ジェネリック医薬品への変更不可」の欄に、医師の署名等があります。（おもて面をご覧ください）まずは医師にご相談ください。

山形県後期高齢者医療広域連合